

卸売市場法改正に伴う条例改正の対応方針について（案）

1 基本的な考え方（田主丸流通センター）

- 市場取引の活性化や業務の効率化を図る改正法の趣旨を踏まえた条例改正を行います。
- 改正法で義務付けられた共通ルールの規定など、県知事の認定に必要な条例改正を行います。
- 法的根拠のなくなった取引規制は、条例の規定からは除きます。
- 許可承認等に係る事務手続きについては、簡略化を進め、事務の軽減と市場業務の効率化を図ります。